



Cis-Lunar経済圏を形作る法制度の 「これまで」と「これから」

宇宙開発の未来共創2023
民間主導の月経済圏の実現に向けてフロンティアビジネス研究会公開シンポジウム

2023年6月22日
弁護士 大島日向

登壇者紹介



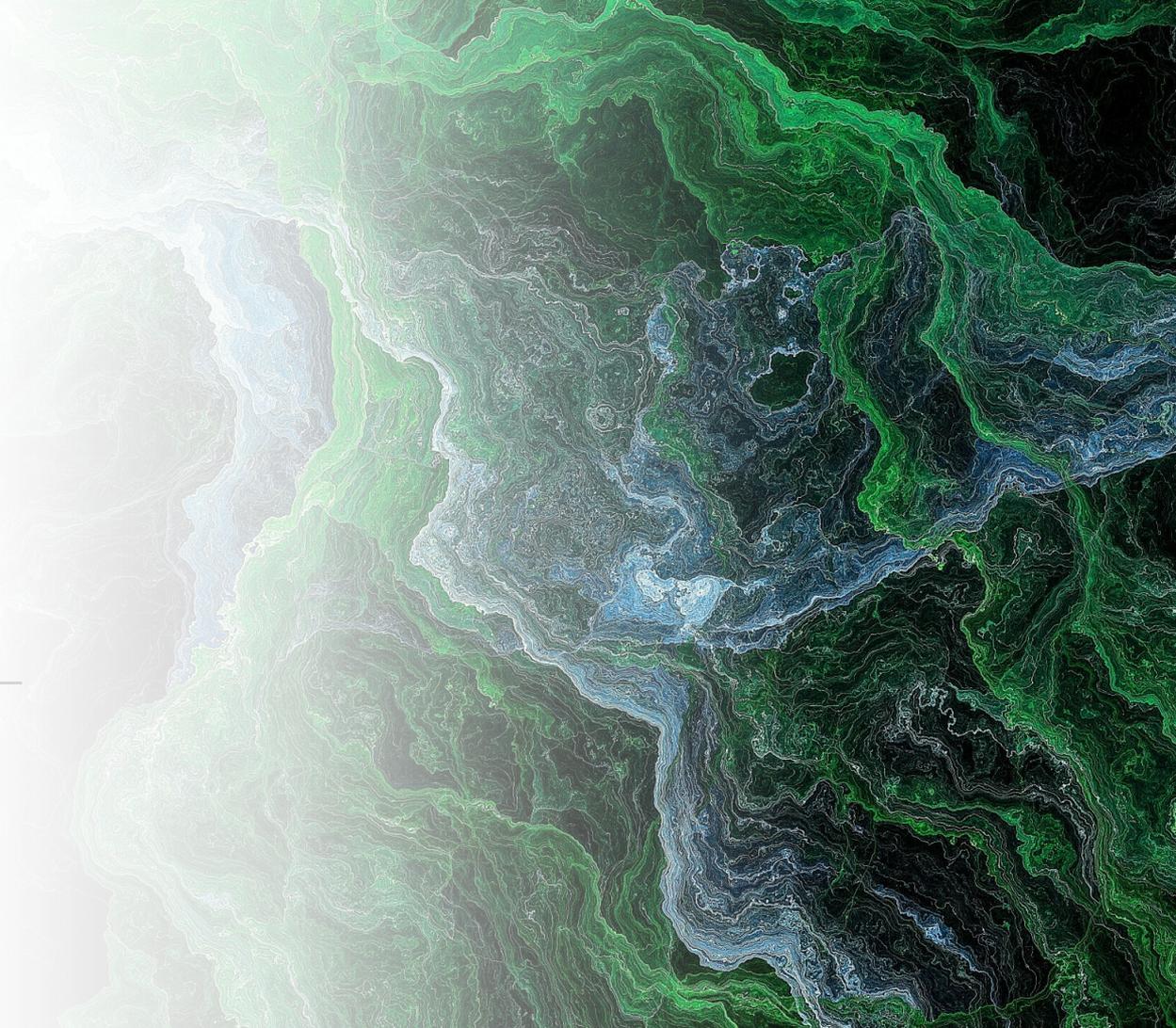
弁護士 大島日向 /中村・角田・松本法律事務所

*Universiteit Leiden Advanced LL.M. (Air and Space Law) に留学中

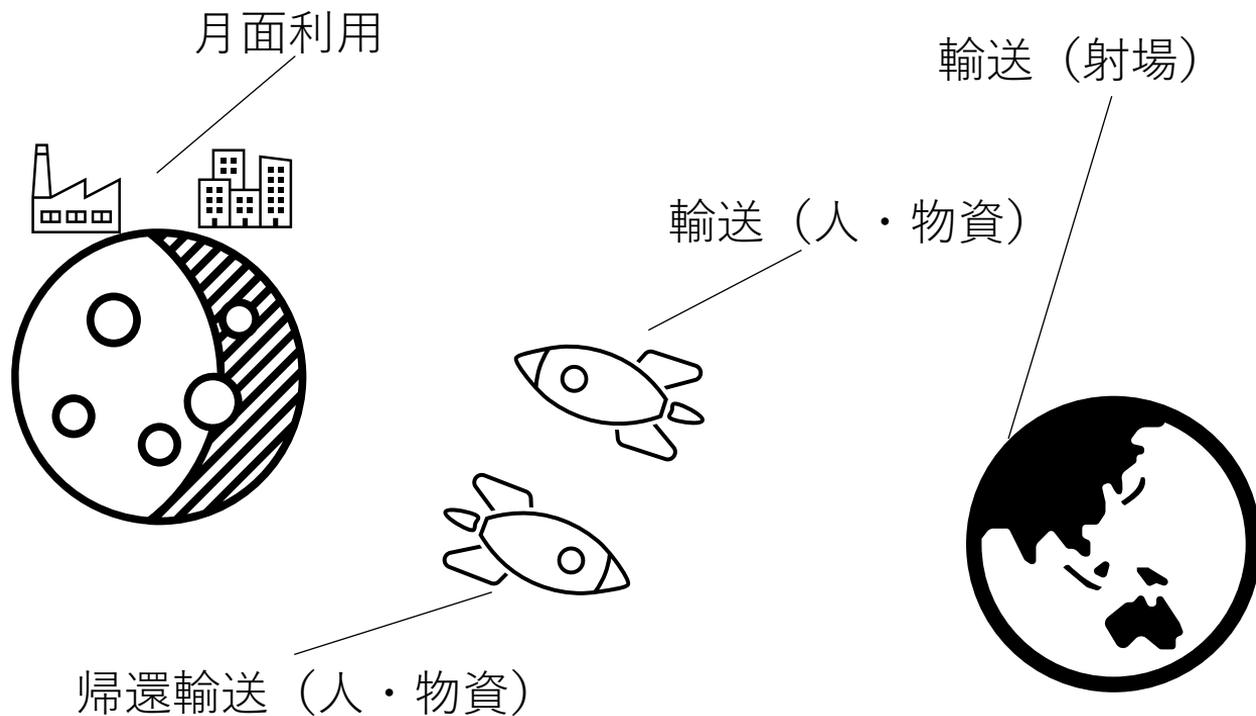
一般財団法人情報法制研究所 上席研究員
一般社団法人日本スペースロー研究会 理事
月面産業ビジョン協議会 法務アドバイザー
内閣府「S-Booster」メンター



Cis-Lunar経済圏を形
作る上で必要となる
ルール形成（総論）



Cis-Lunar経済圏を形作る上で必要となるルール形成



Cis-Lunar経済圏を形作る上で必要となるルール形成

		国際法	国内法
輸送	人・物の輸送	宇宙損害責任条約 宇宙救助返還協定 (ただし、輸送固有の規律はなし)	宇宙活動法 (ただし「物」のみ)
	射場に関する問題	未整備	宇宙活動法 (ただし、いわゆる宇宙港を規律するものではない)
	帰還輸送	未整備	未整備
月面開発	施設建設	宇宙条約 (ただし不完全) Planetary Protection Policy	未整備
	打上げ	未整備	未整備
	資源採取	宇宙条約 (解釈に争いあり) ハーグ・ビルディングブロック	宇宙資源法

国際的な合意形成の必要性



シカゴ条約第1条

締約国は、各国がその領域上の空間において完全且つ排他的な主権を有することを承認する。



Delimitationの問題

=Cis-Lunar経済圏は、法的には国家主権が及ぶ領域（領空）と及ばない領域（宇宙空間）から形成されるが、そのボーダーラインは明確ではない。

宇宙条約第2条

月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によっても国家による取得の対象とはならない。

国際的な合意形成の必要性

宇宙空間において国家の「主権」が及ばないことの意味
= 宇宙空間では国内法が当然には適用されない

↓それではどうするのか

国家間の合意形成

- ・ 条約（ただし、COPUOSがコンセンサス形式を採用していることから困難）
 - ・ ソフトロー
 - ・ 国家間の契約



Cis-Lunar経済圏を形
作る上で必要となる
ルール形成（各論）

輸送

- **打上げに関する規制の国際的な統一化（射場管理・打上げライセンス）**

= 例えば、特定の国においてのみ打上げのライセンス要件が緩いとする、その国に打上げ事業が集中する可能性があるが、安全性の観点からは問題が生じる。

- **「人」の輸送に関するルール形成の必要性**

= 日本でも国内法は未整備

月面探査

- **資源の所有権に関する議論**

= 日本の宇宙資源法は地球に持ち帰らない宇宙資源には適用されない？

- **月面開発に向けたミッション保護をどのように行うか**

= ハーグ・ビルディングブロックやアルテミス合意の”Safety Zone”は特定の地理的エリアの排他性を保障するものではない。

- **月面の環境をどのように保護するべきか**

国際的な合意形成に向けて（まとめに代えて）

- 宇宙開発 = 国際的な枠組みの形成が不可欠である。
- 条約ベースでの合意形成は難しい。ソフトロー・国家間合意でのルール形成がより重要となる。
- そのためには「何を議論すべきか」をより具体化した上で、**COPUOS**の法律小委員会等において明確な問題提起を行う。
- 国内法の運用実績を積み、他国が国内法を制定する場合のベストプラクティスとなるように先例を作っていく。

ご清聴ありがとうございました。